

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 17 回 松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク 協議会代表者会議	連絡
2. 開 催 日 時	和 5 年 11 月 7 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分	
3. 開 催 場 所	松阪市殿町 1563 番地 松阪市福社会館 3 階大会議室	
4. 出席者氏名	（委 員）34 名 （事務局）6 名	
5. 公開及び非公開	公開	
6. 傍 聴 者 数	6 名	
7. 担 当	松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市健康福祉部 高齢者支援課高齢者サービス係 担当者 石垣・中村 電 話 0598-53-4069 F A X 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp	

○協議事項

- ・松阪市の高齢者・障がい者虐待の状況について
- ・講演「分野を越えた虐待対応について」
- ・質疑応答
- ・その他

○会議録（別紙）

第 17 回松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議議事録
R5.11.7（火） 会議時間 1 時間 30 分

事務局

定刻となりましたので、ただいまより第 17 回 松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。この連絡協議会の事務局は、高齢者支援課と障がい福祉課で担当しております。今年度は高齢者支援課が担当です。本日の会議は集合型と WEB のハイブリッド方式で行っておりますが、ウェブでご参加の皆様、聞こえていますでしょうか。さて、本日初めての方もおみえになりますので、それぞれ委員の皆様のご紹介をさせていただくのが本意でございますが、時間の都合上お手元にお配り致しました名簿により、委員の皆様のご紹介にかえさせていただきますのでよろしく願いいたします。なお、一部の方につきましては、ウェブでのご出席であることを申し添えます。本日の会議は、会議を公開するものとし傍聴も認めております。また録音や記録用の写真を撮影させていただきますので予めご了承ください。では早速ではございますが、進行役を議長に交代させていただきます議題に入らせていただきます。議長は、松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会 要綱第 5 条に基づき、健康福祉部長が務めることとなっておりますので宜しくお願い致します。

議長

改めまして、みなさまこんにちは。代表者会議の議長を務めさせていただきます。宜しくお願い致します。本日の代表者会議の開催にあたりましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から松阪市の保健福祉行政に多大なご理解とご協力をいただきこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。本日は、集合型とウェブのハイブリッド形式で開催しております。通信状況により画像や音声がかかることもありますので、何卒ご了承くださいスムーズな進行にご協力をお願い致します。さて、当市におきましては、高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会が平成 19 年に設立され、平成 24 年度からは「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）にもとづき「高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会」として高齢者、障がい者の虐待の早期発見と予防、支援及び対応のためのネットワークを合言葉に、ここにご参加の関係機関のみなさまと一緒に、虐待予防の取り組み、支援等に努めているところでございます。また、これまで取り組んだ虐待のケースでは、様々なケース対応が必要であり、難解な案件のケースが発生した場合には、このネットワークの委員でいらっしゃる、三重弁護士会、三重県社会福祉士会、松阪警察署などの関係専門委員による検討会議を開催し、専門的な立場からアドバイスや助言をいただき虐待対応に取り組んでまいりました。本日の代表者会議の議題は事項書のとおりです。まず松阪市の虐待件数状況等のご報告 を行いまして、その後昨年に引き続き三重県高齢者・障がい者虐待防止チームから講師をお招きし、分野を越えた虐待対応と題して専

門的な知見からご講演をいただきます。講演終了後に質疑応答を行い、午後 3 時 30 分ごろ終了の予定となっております。それでは、事項書 1 の松阪市の虐待件数の状況について、ご報告させていただきます。事務局から報告をお願いします。

事務局

高齢者支援課

失礼いたします。まずは松阪市の高齢者虐待の状況について、高齢者支援課よりご報告いたします。松阪市の虐待状況報告の前に、事業実績、事業計画の報告をさせていただきます。

令和 4 年度の事業として、(1)の代表者会議について、昨年 11 月 17 日に今回開催させていただいております高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議を実施させていただきました。その中で、虐待の事例報告を行い、また本日も来ていただいております講師の達原様に「虐待発見から終結までのプロセス 適切な役割分担と連携」と題してご講演をいただきました。(2)の高齢者虐待実務者会議について、これは奇数月の第 3 木曜日に開催し各地域包括支援センターの担当者、各振興局の地域住民課の担当者と虐待のケース報告・対応などの情報共有を図り、高齢者虐待の早期発見・終結に向けて取り組み、昨年度は年 6 回開催しました。その他にも、地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とした松阪市介護保険サービス事業者等集団指導にて、7 月 22 日に講師として虐待防止について講演を行いました。

令和 5 年度の事業計画について昨年度と同様本日開催しておりますこの代表者会議に加え、また既に 3 回開催しましたが高齢者虐待実務者会議を年 6 回開催予定です。その他昨年に引き続き 7 月 11 日の松阪市介護保険サービス事業者等集団指導、7 月 20 日の民生委員児童委員協議会連合会が主催の高齢福祉研究事業部会にて講師として講演した他、10 人以上のグループで参加申し込みできる松阪市の出前講座で”高齢者の権利を守るために”との題名で高齢者虐待について 11 月 20 日に講座をする予定でございます。

続きまして、松阪市の高齢者の虐待件数状況について報告致します。

なお、松阪市の 10 月 1 日時点の人口は、157,646 人でそのうち 65 歳以上の高齢者は 48,402 人となっており、高齢化率は 30.7%となっております

まず、令和 4 年度の養護者（家族）からの高齢者虐待については、通報相談件数は 33 件でありうち虐待と判断した件数は 20 件ありました。例年年間を通じて 30 件程度の通報を頂いておりますが、通報相談者は、ケアマネジャーからの通報が最も多く、支援機関や医療機関などさまざまな関係機関からの通報をいただいております。

虐待と判断したケースのうち、身体的虐待と心理的虐待の割合が最も多かったですが高く、そのほかにも様々な虐待の事例がありました。養護者からの高齢者虐待の一例としてですが、親離れ子離れできていない共依存関係による子どもから毎日何時間も電話で金銭を要求される事例、施設入所した高齢者の金銭管理をしている家族がお金

を使い込み利用料が払えず退所を求められる事例、認知症高齢者に対して病識のない家族が毎晩のように暴言を吐くといった事例がありました。いずれのケースでも状況を確認し保護分離あるいは、虐待の原因が経済的なものであれば地域福祉課内の生活相談支援センター等と連携しにつなぎ生計の立て直しを支援し、虐待の原因が介護疲れ疲弊によるものであれば介護サービスの導入を提案していくなどして緊急性を考慮しながら、課題の洗い出し、整理をしつつ虐待状況の解消に向けて、虐待を受けている方や、その養護者双方の支援を視野に入れながら対応をしています。

続いて令和4年度の要介護施設従事者等による施設内での虐待について、通報は6件ありましたが実際に虐待と認定した件数はありません。通報としては、サービス利用を辞めた利用者宅に押しかけて利用中の様子を口外しないように誓約書を書かせて、利用者が怯えるなどしていた事例、コロナ禍を理由に面会制限があり救急搬送された時には家族にとって不自然と思われる衰弱があり、その後死亡した事例がありました。いずれも事実確認のため、通報のあった施設に対して、実地調査を行いました。誓約書を書かせていた事例については職員の個人情報を知っている利用者がいたためプライバシー保護の観点から口外しないように書面で約束していたこと、家族にとって不自然と思われる衰弱死があった事例は、利用者が95歳の高齢で、食事を拒否したり全量食べたりして食事が安定しないことなどの体調の変化を利用者の家族に伝えることがないまま、体調が悪化し救急搬送された事実があったものの、施設の職員については、適切なケアが行われていたことは確認できたことから、いずれのケースも施設側の不適切な対応による虐待であるとの認定までには至らず、施設に対しての改善を求める指導にとどまりました。今回のケース以外にも通報があれば高齢者虐待防止法に基づき、まずは事実確認を行うための実地調査を行い、施設に対して改善と指導を求めています。

なお、要養介護施設従事者等による虐待対応については、施設においてとして虐待に対する教育や研修を行い虐待防止に向けての取り組みがされているところですが、令和6年4月からは、全ての介護サービス事業者に対し虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを実施することが義務付けられています。

資料の説明は以上ですが、市の体制としても8050問題とも言われる引きこもりの子どもが親に経済的に依存し、経済的虐待や身体的虐待に発展するケースが今後も増加してくると思われる中で、虐待の発見が遅れないよう、地域包括支援センターをはじめ、令和4年7月から現在市内5か所（鎌田・嬉野・三雲・飯南・飯高）に開設されている、ふくしまのごと相談室などの「地域」で受け止める窓口からの情報提供及び情報共有を密にし、また、権利擁護の観点から、令和2年7月から成年後見センターを設置し、令和5年4月からは成年後見制度利用促進における中核機関の機能を同センター内に設置しました。

なお、参考までに高齢者虐待につながった通報はありませんでしたが令和4年度のふ

くしまるごと相談室の相談件数は911件、成年後見センターの相談件数は226件でございました。

様々な機関と連携し虐待の早期発見に協力をいただき、また市としても高齢者虐待防止対応マニュアルを作成し、高齢者虐待への早期発見、深刻化の防止により一層努めています。

以上で高齢者の虐待状況報告を終わります。続いて障がい者の虐待の状況に移ります。続きまして、障がい福祉課よりご報告いたします。

障がい福祉課

それでは、資料、「松阪市の状況について【障がい者 養護者（家族等）】」について、1番の通報相談における虐待種別ですが、令和2年度が3件、3年度が6件、4年度におきましては12件で、増加傾向となっております。令和4年度の12件は種別に重複が含むため、件数としては9件となります。2番、通報相談者は、相談支援専門員、施設職員、被虐待者、警察、行政機関等がそれぞれ2件となっております。3番、被虐待者の年齢は20～60代で大きな偏りはありません。4番、確認状況ですが、虐待4件、虐待でないもの4件、対応の必要がないもの1件、対応が必要ないものとは、調査を行わず関係者からの情報収集のみで虐待ではないという事実確認ができたものとなります。5番、対応状況ですが、保護・分離の対応で3件。支援として別の機関へ依頼したものが1件、虐待ではないものの経過観察としているものが5件となっています。このように養護者からの虐待は、令和2年度、3年度から増加しており、コロナ禍の影響による自粛生活の長期化で他者との交流が減り、家庭内が閉鎖的環境となったこと、またそれにより養護者の負担が増えるなかで、福祉サービスの利用制限や自粛などもあり、さまざまな生活の変化が原因と思われます。また、「経済的虐待」の相談が増加していることから、コロナ禍で家庭の経済状況の変化が影響している可能性も考えられます。

なお、参考までに、今年度上半期、相談件数については大幅に減少しております。

次に、障がい者福祉施設従事者の虐待についてですが、【障がい者福祉施設従事者等】の1番の通報相談件数としては、2年度が7件、3年度が3件、4年度が8件となっており、昨年度から増加がみられます。先ほどと同じく、種別を示しておりますので重複がございました。

2番の通報相談者は当該施設からの通報が約半数となっております。3番の虐待を受けた障がい者の年齢は半数が20代です。4番の確認状況では虐待認定はありませんでした。5番、対応状況では、施設等に対する指導が7件、経過観察1件となりました。虐待の認定とはいたらないものの、職員の不適切な言動等には、指導をおこないました。

使用者における虐待については、松阪市に通報はなく、松阪市としては取りまとめておりませんので、ご了承ください。

引き続き、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。
障がい福祉課からは以上となります。

議長

事務局からの報告をいただきましたが質問や意見につきましては講演が終わりましてからと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。それでは、続きまして事項書の 2 の講演、「分野を越えた虐待対応について」と題してご講演をいただきます。よろしくお願いいたします。

講演「分野を越えた虐待対応について」（講演時間 48 分）

議長

ありがとうございます。複合化及び複雑化する虐待の事案について様々な分野からの垣根を越えた支援がより一層必要になってくることがわかりました。それでは、ただいまから質疑応答の方を行わせていただきたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。ウェブでご参加の方もいかがでしょうか。

委員

松阪市に相談や支援に来た案件は全件対応できたのか。三重県全体としては数件県に報告が来ている。松阪市の場合は松阪市で全件対応できているのか。

事務局

高齢者支援課

報告に上げた件については解決に至ったものもあれば、引き続きモニタリングして継続して対応している案件もある。なかには県に事例検討という意味で相談し、ご指導をいただきながら市で解決した事例もある。

委員

県に相談支援ということで対応を依頼しているのか。

高齢者

案件によっては、県の担当に相談しながら対応している。

委員

県の場合、担当で対応できなければ最終的に県の知事判断として対応もできる。

障がい福祉課

令和 4 年であれば、養護者による相談件数が 9 件あり、その内 9 件、相談員や事業所等様々な方が協力して様子を伺いながら対応しているケース、保護分離したケース、支援が入ったケース等あるが、全てが解決したわけではないが、様々な方法で介入している。8 件の施設従事者による虐待については、市が施設に行き調査をし、虐待で

あれば三重県に通知し、その後三重県から何かしらの措置がされることになっている。
障がい部門については、全てのケースにおいて解決や解決に向けて介入をしながら指導等をしている。

議長

その他、質問やご意見等ありますか。

委員

虐待防止ネットワークとあるが、各市町との連携はできているのか。

事務局

高齢者支援課

高齢者分野については、三重県が主催の虐待防止に関する研修に参加する中で各市町の参加者と事例検討や意見交換して、解決に向けた取り組みを共有している。そういったところで、各市町と連携している。

委員

そういった連携が取れるシステムがあるのか。

事務局

システムと形では構築されていないのが現状です。

障がい福祉課

障がい福祉については、虐待のとりまとめは県にてとりまとめており、県の虐待の研修に参加し、そこで情報共有等している。

委員

県任せではなく県とは別に、松阪市のみで連携をとれるシステムを作ってもらいたい。

議長

貴重な意見ありがとうございます。今日集まった関係者の方と情報共有して課題解決に向けて進めていくことが松阪市としての使命である。今重層的支援として、福祉まるごと相談室の紹介もしましたが、複雑な課題を解決するために庁内や福祉関係機関と多職種の連携に力を入れています。引き続き、この取り組みを充実させ虐待についても対応をしていきたいと思っています。

議長

他に質問はありますか。それでは終了のお時間が迫ってまいりましたので、質疑応答このへんで終わらせていただきたいと思います。本日は講演に際しまして快く承諾をいただき、「分野を越えた虐待対応について」、大変参考になるご講演をいただきました。今後も皆様に様々なケースの対応をしていただく中で、解決に向けて情報共有していきながら虐待の早期発見や、再発防止につなげていただければと思っております。それでは最後に講師のかたに大きな拍手をもう一度お願いいたします。ありがとうございました。では、次に事項書 3 のその他につきまして委員の皆様方から何かございませんか。

委員

虐待について相談や講演をいただきありがとうございます。2 年前の会議から座席配置が教室形式に変更された。15 年くらい前から 3 年前までは机の配置が輪になり、みんなの顔を見合わせる配置になっていた。今この座席配置になり、顔を合わせることができない状態になっている。是非座席配置を輪になったの会議にお願いしたい。その他市の職員もたくさん参加してほしい。

議長

貴重なご意見ありがとうございます。コロナ禍もあったためこのような座席配置になっている。市の職員も関係者は参加している。なお、WEB でも開催しているため、会場に来ることができない委員もいる。ご意見いただいた座席配置については、今後考えていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。議長 それでは、以上ですべての議題が終了いたしました。最後になりましたが、これから も高齢者や障がい者の尊厳や安全、安心を守るために虐待防止、早期発見、再発防止に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場からご協力いただきますようお願いを申し上げまして本日の会議は終了とさせていただきます。本日は長時間に渡りましてありがとうございます。